

令和6年5月臨時会

小平・村山・大和
衛生組合議会

日 時 令和6年5月29日（水）

場 所 小平・村山・大和衛生組合議場

小平・村山・大和衛生組合議会

令和6年5月臨時会

日 時 令和6年5月29日（水）

場 所 小平・村山・大和衛生組合議場

1. 出席議員（12名）

1番 佐藤 徹	2番 柴尾ひろみ
3番 外山まなみ	4番 三輪博美
5番 尾崎利一	6番 押本 修
7番 木戸岡秀彦	8番 中野志乃夫
9番 清水彩子	10番 鈴木 明
11番 高橋弘志	12番 藤枝奈々

2. 欠席議員（0名）

3. 出席説明員

管 理 者 小林洋子	副 管 理 者 和地仁美
副 管 理 者 山崎泰大	助 助 役 伊藤俊哉
会 計 管 理 者 滝澤徳一	事 務 局 長 足立浩志
総 務 課 長 入澤秀和	業 務 課 長 岩本尚史
建 設 課 長 小暮与志夫	

議事日程（第 1 号）

- 第 1 会期の決定
- 第 2 会議録署名議員の指名
- 第 3 諸報告
- 第 4 議案第 7 号 小平・村山・大和衛生組合会計年度任用職員の報酬、費用
弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例
- 第 5 議案第 8 号 小平・村山・大和衛生組合職員の給与に関する条例等の一
部を改正する条例
- 第 6 議案第 9 号 令和 6 年度小平・村山・大和衛生組合一般会計補正予算（第
1 号）

午前 10 時 00 分 開議

○議長【木戸岡秀彦】 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は 12 名であります。定足数に達しておりますので、
ただいまから、小平・村山・大和衛生組合議会 5 月臨時会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

日程第 1 会期の決定

○議長【木戸岡秀彦】 日程第 1 「会期の決定」を議題にいたします。

会期につきましては本日 1 日限りといたしたいと思いますが、これに御異議
ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【木戸岡秀彦】 御異議なしと認め、そのように決定いたしました。

日程第 2 会議録署名議員の指名

○議長【木戸岡秀彦】 日程第 2 「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員につきましては、「会議規則第 77 条」の規定により、議長か
ら指名申し上げます。

3 番 外山まなみ議員

5 番 尾崎利一議員

12 番 藤枝奈々議員

以上、3 名の方をお願いいたします。

日程第 3 諸報告

○議長【木戸岡秀彦】 日程第3「諸報告」を行います。

諸報告につきましては、令和6年2月に行われました当衛生組合一般会計出納検査の結果及び令和5年度小平・村山・大和衛生組合一般会計繰越明許費についての御報告でございまして、お手元に配付いたしました印刷物のとおりでございます。

日程第4 議案第7号 小平・村山・大和衛生組合会計年度 任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する 条例の一部を改正する条例

○議長【木戸岡秀彦】 日程第4、議案第7号「小平・村山・大和衛生組合会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○管理者【小林洋子】 ただいま上程されました議案第7号につきまして説明を申し上げます。

本案は、地方自治法等の改正を踏まえ、会計年度任用職員に対し、新たに勤勉手当を支給するために、組合が準拠しております小平市と同様の改正をするものでございます。

改正の主な内容でございますが、本条例の題名を小平・村山・大和衛生組合会計年度任用職員の報酬等に関する条例に改めるとともに、会計年度任用職員の勤勉手当に関する内容を加えるほか、必要な規定の整備を行うものでございます。

なお、この改正の内容につきましては、職員全員に説明し、了承を得ている

ところでございます。

施行期日につきましては、公布の日を予定いたしております。

以上が、本案の内容でございます。

○議長【木戸岡秀彦】 提案説明が終わりました。質疑に入ります。

○1番【佐藤徹】 御説明いただきまして、ありがとうございます。

それでは、まず、どのくらいの方が対象になるのか。

それから、影響額は、どのくらいでしょうか。

あと、効果として、このことを励みにしていただける、そういう内容なのかどうか。モチベーションアップになったりとか。

あわせて、会計年度任用職員の方の今の研修体制であるとか、あるいはいろんな相談事の窓口であるとか、どういう体制になっているか、併せて伺いたします。

○総務課長【入澤秀和】 まず、対象人数でございますが、2名います。

続きまして、影響額でございますが、おおよそ50万程度の増と見ております。

3点目、効果でございますが、常勤の職員と同じ期末手当、勤勉手当となりますので、モチベーションのアップにつながるものと考えております。

続きまして、研修や相談でございますが、こちらについては、組合内の研修に参加していただいたり、総務課で相談を受けております。

私からは以上でございます。

○議長【木戸岡秀彦】 ほかに質疑はございますか。

○5番【尾崎利一】 私は、恒常的にある仕事は正規職員で賄うべきだと考えていますし、非正規職員を雇用する場合でも、正規職員と同等の待遇が図られてしかるべきだというふうに考えています。その点で、会計年度任用職員のように会計年度ごとの不安定な雇用というのは賛成できませんけれども、それで

も待遇が改善されるのはいいことだと思っています。

それで、新旧対照表、第5条のところですけども、期末手当については、これまで年間どれだけ支給されていて、この改正でどうなるのか。

それから、第6条が新設されて勤勉手当ということですけども、勤勉手当は年間何月分、支給されることになるのか。

それから、公布の日から施行ということですけども、期末手当、勤勉手当の次の支給から実施されるという理解でいいのか。

3点伺います。

○総務課長【入澤秀和】 1点目の期末手当がどうなるかというところですが、期末手当については、2.4か月の支給で変わりません。

2点目の勤勉手当がどうなるかでございますが、こちらが今まで支給されてなかったため、議案が可決されますと、勤勉手当2.25か月分が増えますので、年間通して、これまで期末手当2.4か月だったものが4.65か月の支給になります。

こちらの開始ですが、6月の支給から実施したいと考えております。

以上でございます。

○議長【木戸岡秀彦】 ほかに質疑はございますか。

(「なし」の声あり)

○議長【木戸岡秀彦】 質疑を終了することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【木戸岡秀彦】 それでは、質疑を終了いたします。

討論に入ります。討論は反対の方からお願いいたします。

(「なし」の声あり)

○議長【木戸岡秀彦】 討論なしと認め、討論を終了いたします。

これより採決いたします。日程第4、議案第7号「小平・村山・大和衛生組

合会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例」、本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長【木戸岡秀彦】 挙手全員。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第5 議案第8号 小平・村山・大和衛生組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

○議長【木戸岡秀彦】 日程第5、議案第8号「小平・村山・大和衛生組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○管理者【小林洋子】 ただいま上程されました議案第8号につきまして説明を申し上げます。

本案は、パートナーシップ関係にある性的マイノリティーの方々の生活上の不便の軽減など、当事者が暮らしやすい環境づくりにつなげることを目的として、職員の休暇、休業、手当等制度の対象にパートナーシップ関係の相手方の追加等を行うため、組合が準拠しております小平市と同様に、職員の給与に関する条例、職員の退職手当に関する条例、職員の旅費に関する条例、職員の育児休業等に関する条例、及び職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の5本の条例の一部改正を一括して行うものでございます。

改正の主な内容でございますが、職員の給与に関する条例につきましては、扶養手当に係る規定について、パートナーシップ関係の相手方が含まれるよう改正するものでございます。

職員の退職手当に関する条例につきましては、遺族や親族の意義に係る規定

について、パートナーシップ関係の相手方が含まれるよう改正するものでございます。

職員の旅費に関する条例につきましては、遺族の意義に係る規定について、事実上婚姻関係と同様の事情にある者や、パートナーシップ関係の相手方が含まれるよう改正するものでございます。

職員の育児休業等に関する条例につきましては、配偶者に係る規定について、パートナーシップ関係の相手方が含まれるよう改正するほか、必要な規定の整備を行うものでございます。

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例につきましては、育児または介護を行う職員の深夜勤務の制限や、特別休暇等の配偶者や結婚等に係る規定について、事実上婚姻関係と同様の事情にある者やパートナーシップ関係の相手方が含まれるよう改正するほか、特別休暇の育児時間に係る子について、生後1年3月から生後1年6月に対象を拡大するものでございます。

なお、この改正の内容につきましては、職員全員に説明し、了承を得ているところでございます。

施行期日につきましては、公布の日を予定いたしております。

以上が、本案の内容でございます。

○議長【木戸岡秀彦】 提案説明が終わりました。質疑を行います。質疑ございますか。

○3番【外山まなみ】 御説明ありがとうございました。

1点だけ、御質問させていただきます。証明書をもってということになると思うんですけども、証明書以外にも何か提出する書類が必要なのか、また、誰に提出をしていくのかということだけ、お伺いいたします。

○総務課長【入澤秀和】 提出するに当たって必要な書類でございますが、東京都の証明書などが必要になりますが、そのほかに、同居や同一世帯かどうか

の確認で住民票、また、複数の証明書などで確認する場合につきましては、マイナンバーカードや運転免許証などで確認する必要が出てまいります。

提出する先でございますが、当組合の総務課に書類を提出していただいて対応させていただきます。

以上でございます。

○議長【木戸岡秀彦】 ほかに質疑はございませんか。

○10番【鈴木明】 すみません。1点だけ、ちょっと確認をしたいんですけども、この改正内容というのは小平市に準拠するという形で先ほど御説明ありましたけれども、今現在、ほかの構成市で、武蔵村山市、東大和市からも職員が派遣されていると思います。ちょっと東大和市のことは分からないんですけども、条例の改正内容的に、このような形で実際なっているのか、なっていないのかも含めて、その点に関してはお伺いしませんけれども、例えば担当しているのは総務課だと思うんですけども、武蔵村山市や東大和市の職員課なりに事前にこういった内容というのはお知らせをしているのか、確認いたします。

○総務課長【入澤秀和】 今回のパートナーシップ関係のことについて、武蔵村山市、東大和市に確認しているかというところでございますが、両市についてはこういった制度を実施していないということはお聞きしております。当組合で実施するということについては、直接両市の職員課にはまだ伝えてないところでございます。

以上でございます。

○議長【木戸岡秀彦】 ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【木戸岡秀彦】 質疑を終了することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【木戸岡秀彦】 それでは、質疑を終了いたします。

討論に入ります。討論は反対の方からお願いいたします。ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【木戸岡秀彦】 討論なしと認め、討論を終了いたします。

これより採決いたします。日程第5、議案第8号「小平・村山・大和衛生組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」、本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長【木戸岡秀彦】 挙手全員。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第6 議案第9号 令和6年度小平・村山・大和衛生組合一般会計補正予算(第1号)

○議長【木戸岡秀彦】 日程第6、議案第9号「令和6年度小平・村山・大和衛生組合一般会計補正予算(第1号)」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○管理者【小林洋子】 ただいま上程されました議案第9号につきまして、説明を申し上げます。

本案は、令和7年10月から稼働する新ごみ焼却施設につきまして、ごみ発電による電力地産地消事業の実施に伴い、新たに債務負担行為を設定するものでございます。

補正の内容につきましては、事務局長が説明いたしますので、御決定賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

以上でございます。

○事務局長【足立浩志】 令和6年度一般会計補正予算（第1号）につきまして、説明いたします。

お手元の補正予算書の表紙を1枚おめくりください。

今回の補正でございますが、第1条に記載のとおり、債務負担行為を新たに設定するものでございます。

1枚おめくりください。

第1表、債務負担行為でございます。電力需給管理等業務委託でございますが、脱炭素社会に向けた取組として、令和7年10月から稼働する新ごみ焼却施設につきまして、ごみ発電による電力地産地消事業の実施に伴い、組合の自家消費分のうち資源物中間処理施設への電力供給を行うため、今年度上半期までに小売電気事業者と契約を締結し、自己託送の準備を進めることができるよう、債務負担行為を設定するものでございます。

以上が補正予算（第1号）の説明でございます。

○議長【木戸岡秀彦】 説明が終わりました。質疑を行います。

○1番【佐藤徹】 御説明いただきまして、ありがとうございます。まず、どこに委託されるのかというのはこれからなんだと思うんですが、令和6年度上期までに決めないといけない、その理由は。あと、委託先というのはどういう形で選考されて、対象の事業者がどのくらいあるのか。

それから、債務負担行為の設定期間を令和7年から令和12年にされましたが、これは6年間ということなんですけど、6年間にされた理由、それから、この金額の積算の根拠というのはどんな感じで出されているのか、お伺いをいたします。

それから、財源を一般財源のみで対応ということになっているんですが、これは国とか東京都も含めた補助金というものは見込めないのかどうか、そういう補助がこれには充てられないのかどうか。それも併せてお伺いをいたします。

以上です。

○総務課長【入澤秀和】 こちらの電力の関係ですが、委託先については競争入札を考えております。他の事例等も見まして、二、三者、手を挙げていただけるのではないかと考えております。

上半期までに契約する必要性については、自己託送を行うに当たりまして、小売電気事業者と東京電力において調整や協議が必要になりますが、おおよそ9か月ぐらいかかるということを伺っておりますので、債務負担行為を設定して早めに契約をする必要があります。

続きまして、債務負担行為の期間を6年間と設定しているところでございますが、安定的に事業を実施していただくために令和7年10月から5年間の契約を結んでまいりたいと考えておりますので、債務負担のほうを6年間と設定させていただきました。

3点目のこちらの事業の見込み金額でございますが、ほかで事業を実施している事業者に見積り等をお願いしまして、金額を算出したところでございます。

4点目としまして、国や都の補助金を活用できないかというところでございますが、こちらは、現時点では活用できる補助金はございません。今後、活用できるようなものがあれば、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○1番【佐藤徹】 今回は、地産地消の事業であり、脱炭素に貢献するという事なんですが、進めるに当たって、課題と申しますか、どういったことがあるのか。これを仮にやらなければ収益としてはもっと上がったと思うんですが、そういう世界ではなくて、脱炭素に貢献するという事で、費用や収益からいったら、必ずしも合致はしないんですけれども、ここに踏み切った理由と、それから、これから進むに当たって課題が何かあるのかどうか、例えば市民の方に協力していただかないといけないようなことが何かあるのかどうか、それも

併せてお伺いしたいと思います。

○建設課長【小暮与志夫】 まず、今回の資源化施設への自己託送を行うということなんですけれども、やはり自家消費をできるだけ進めていきたいというのがありまして、中島町の工場の中は自前で送電線を敷設することで電力の供給ができますけれども、資源化施設は場所が離れておりますので、東京電力の送電のネットワークを使用して電力を送るというふうに考えております。送ることによりまして、脱炭素に関して貢献ができるというふうに考えております。東京電力を使用することと比較して考えますと、おおむね1年間で130トン程度のCO₂が削減できると見込んでおります。

課題でございますけれども、東京電力のネットワーク、送電線を使用しますので、送電の電力と使う電力と、常にバランスを取れるような形で計画を立てていくということになりますけれども、特段、市民の方に御協力いただくということではなくて、こちらの工場サイドでその辺は調整をしていくということになります。

以上でございます。

○事務局長【足立浩志】 何点か、少し補足をさせていただきます。

確かに、佐藤議員がおっしゃるとおり、普通に電気会社に売って収入を得るほうが、今も電気代が高騰していますので、そちらのほうが収入は多くなるかもしれません。ただ、ここでこの事業をやることにより、各市のゼロカーボンに向けた取組に大きく寄与できるものと考えてございます。ですから、それに資するためにこの事業を投入したことであって、お金は大事な部分として見ていますけど、環境を重要視して、3市にも御理解いただいたという状況でございます。

それから、課題につきましては、皆さんの努力でごみが今、減ってきております。それは大変よいことですが、発電を安定的にするということになると、

その減っていくごみ量に対して発電をどう対応していくか。発電につきましても、バイオマス分を焼却した部分について電気料金が多く入ってくるような仕組みになっておりますので、バイオマス、つまり生ごみとか、そういうものの割合がどのようになるかというところが課題として見ていかなければならないと考えております。

それから、一番大事なのは3市の連携です。情報共有をしながら、少しでもいい制度になるよう、情報も共有して一緒にやっていければと考えております。その点で、一番大切なことは3市の連携と考えております。

以上でございます。

○議長【木戸岡秀彦】 ほかに質疑はございませんか。

○3番【外山まなみ】 今の御質問と御答弁にちょっと関連することなんですけれども、先ほどおっしゃられたようにリデュースみたいなものがもともとあったので、電力の発電のバランスというのが考え方としてなかなか難しいところもあるんだなというところなんです。実際、自家消費というか組合で使う電力、東京電力に売却する電力、小売電気事業者に売る電力の3つに電力が分かれると思うんですが、今後、その発電量によって、どう分配していくかということの優先順位とか、あと、例えば協定みたいなものを結んだときに、どれぐらいを供給する、何%を供給するとか、そういったものが明確化していくのか、そこら辺の考え方をちょっとお伺いしたいと思います。

○建設課長【小暮与志夫】 発電量はやはり、先ほど答弁しましたけれども、ごみ量とかごみ質によって変動してまいります。今後のごみ量、ごみ質の変化がどうなっていくのかというのは見極めていく必要があります。工場では、その中でもできるだけ効率よく発電できるような形で進めていきたいというふうと考えております。

3市への配分率としましては、人口割で算出をしていこうということで3市

と協議をしておりますので、実際にまた近くになって、その年になると翌年度がどのくらいごみが入ってくるかというのを予測しますので、その状態で発電量がどのくらいになるかというところを算定した上で、またその都度、配分をしていくというような形で考えております。

以上でございます。

○事務局長【足立浩志】 今、数字の部分が抜けていたと思いますので、お話しします。

年間発電量としては、3,500万キロワットアワーを予定しております。それで、今回の地産地消事業では、自家消費分、組合とスリーハーモニーで使う部分が1,000万キロワットアワー、3市に売電、送る部分についても1,000万キロワットアワー、それから東京電力でFIT制度を使って売却するものが1,500万キロワットアワーとなっております。

以上です。

○3番【外山まなみ】 ありがとうございます。3市の分配というか、発電量が減った場合、組合で使う自家消費と、東京電力に売却する部分と、小売電気事業者に売るといふ、その3つに分けるところの配分の優先順位みたいなものがあるのか、そこをちょっとお伺いしたいと思います。

○建設課長【小暮与志夫】 まず、焼却炉を動かさないと発電ができませんので、焼却炉は優先的に使うということで考えております。それから、この敷地の中にあります不燃・粗大ごみ処理施設、こちらを使用する。さらに、今回、話が出ております資源物中間処理施設への自己託送、こちらをまずは使用するという形にさせていただきたいと考えております。その上で、余剰分の送電分に関しましては、固定価格買取制度、FIT制度ですけれども、こちらが毎月、ごみ組成分析をしてバイオマス分を分析してきますけれども、バイオマス分に関してはこの制度を利用して売却をするという形、この順でやっていきたいと

思っております。

以上です。

○議長【木戸岡秀彦】 ほかに質疑はございますか。

(「なし」の声あり)

○議長【木戸岡秀彦】 質疑を終了することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【木戸岡秀彦】 それでは、質疑を終了いたします。

討論に入ります。討論は反対の方からお願いいたします。

(「なし」の声あり)

○議長【木戸岡秀彦】 討論なしと認め、討論を終了いたします。

これより採決いたします。日程第6、議案第9号「令和6年度小平・村山・大和衛生組合一般会計補正予算(第1号)」、本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長【木戸岡秀彦】 挙手全員。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、小平・村山・大和衛生組合議会5月臨時会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午前10時29分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

小平・村山・大和衛生組合議会議長 木戸岡 秀彦

小平・村山・大和衛生組合議会議員 外山 まなみ

小平・村山・大和衛生組合議会議員 尾崎 利一

小平・村山・大和衛生組合議会議員 藤枝 奈々